

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律		
	6 行財政改革を推進する				
	(2) 効率的な行財政運営				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。	平成 20 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	平成 21 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。	平成 22 年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。				
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			